

議事日程(第5号)

平成29年3月22日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第3号 平成28年度うきは市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 議案第17号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第18号 うきは市道路線の廃止について
- 日程第4 議案第19号 うきは市道路線の認定について
- 日程第5 議案第21号 財産の処分について
- 日程第6 議案第23号 うきは市自転車駐車場条例の制定について
- 日程第7 議案第26号 うきは市防災会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第27号 うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第35号 うきは市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 平成29年度うきは市一般会計予算
- 日程第11 議案第8号 平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第9号 平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第13 議案第10号 平成29年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第14 議案第11号 平成29年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第15 議案第12号 平成29年度うきは市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第13号 平成29年度うきは市下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第14号 平成29年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議案第15号 平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第19 陳情第1号 議会図書室の整備・活用と機能の充実強化に関する陳情
- 日程第20 諸報告
- 日程第21 閉会中の調査の申出について
- (総務産業常任委員会)
- (1) ルネッサンス戦略の推進に関する調査
- (2) 防災・避難対策に関する調査
- (3) 財政に関する調査
- (4) 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

- (1) ルネッサンス戦略の推進に関する調査
 - (2) 生涯学習センター設計監理に関する調査
 - (3) 所管事務調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号 平成28年度うきは市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 議案第17号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第18号 うきは市道路線の廃止について
- 日程第4 議案第19号 うきは市道路線の認定について
- 日程第5 議案第21号 財産の処分について
- 日程第6 議案第23号 うきは市自転車駐車場条例の制定について
- 日程第7 議案第26号 うきは市防災会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第27号 うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第35号 うきは市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 平成29年度うきは市一般会計予算
- 日程第11 議案第8号 平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第9号 平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第13 議案第10号 平成29年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第14 議案第11号 平成29年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第15 議案第12号 平成29年度うきは市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第13号 平成29年度うきは市下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第14号 平成29年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議案第15号 平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第19 陳情第1号 議会図書室の整備・活用と機能の充実強化に関する陳情
- 日程第20 諸報告
- 日程第21 閉会中の調査の申出について

(総務産業常任委員会)

- (1) ルネッサンス戦略の推進に関する調査
- (2) 防災・避難対策に関する調査
- (3) 財政に関する調査
- (4) 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

(1) ルネッサンス戦略の推進に関する調査

(2) 生涯学習センター設計監理に関する調査

(3) 所管事務調査

出席議員 (15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鏈水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 楡川 正男君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 高木 典雄君	副市長 …………… 吉岡 慎一君
教育長 …………… 麻生 秀喜君	市長公室長 …………… 石井 好貴君
会計管理者 …………… 田邊 敏文君	
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 …………… 瀧内 教道君	
企画財政課長 …………… 金子 好治君	税務課長 …………… 宇野 弘君
徴収対策室長 …………… 段野 弘美君	
市民生活課長兼人権・同和対策室長 …………… 安元 正徳君	
生涯学習課長 …………… 瀧内 英敏君	保健課長 …………… 増岡 寿君

福祉事務所長 …………… 秦 克之君 住環境建設課長 …………… 江島 高治君
農林振興課長兼農業委員会事務局長 …………… 熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長 …………… 田箆 正規君
水資源対策室長 …………… 高木新一郎君 学校教育課長 …………… 内藤 一成君
浮羽市民課長 …………… 山田 昭紀君 自動車学校長 …………… 今村 一朗君
うきはブランド推進課参事 …………… 重松 邦英君
財政係長 …………… 高瀬 将嗣君

午前9時00分開議

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第3号

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、議案第3号平成28年度うきは市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について総務産業委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議案となりました議案第3号平成28年度うきは市一般会計補正予算（第5号）の所管に関する事項につきましては、総務産業常任委員会に付託されましたので議案の審査結果を御報告申し上げます。

当委員会では、石井公室長を初め所管課長及び係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容及び係数を精査し、歳出に当たっては、具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行いました。

今回の補正につきましては、支出見込み額の確定の減額が主なものでございました。

それでは、第2款総務費の9目地域活性化推進費550万円の減額につきましては、活用予定の自治協議会が、他の財源を活用したことのほか、個性あるまちづくり事業費補助金420万円の減額は、地域活性化事業の推進を図るための予算を確保いたしておりましたが、申請が少なかったことから減額を余儀なくされたものであります。

また、16目地方創生推進費では、国の地方創生拠点整備交付金7,700万円が確定し、事業委託料2,300万円、工事請負費1億2,900万円のほか、総事業費1億5,600万円を計上し、主たる事業であるうきは地域総合商社設立による「外貨を稼ぐ地域づくり」及び創業支

援による「しごとづくり」プロジェクト拠点整備事業として、道の駅に設置する地域総合商社における特産品の開発や販売、地域型観光の立案など、銀行経験者や地域おこし協力隊員が立ち上げにかかわりながら、創業を目指すものであります。

その他、観光事業の拠点とする観光会館「土蔵」の整備、吉井白壁の文化的建造物を活用することによる新ビジネス創業事業、居蔵の館、鏡田屋敷、さらには山村空間を生かした体感型観光の拠点整備、調音の滝周辺整備に取り組むものであり、委員会としては、うきは市ルネッサンス総合戦略の主要事業であり、うきはの宝とする魅力ある資源を最大限に生かし、市民の期待と観光来客者等の立場に立った総合的な視点に加え、委員それぞれの知見から、事業推進とその期待と成果について、集中的に具現的な議論が展開されたところであります。

次に、6款農林水産費では、6目の農地整備計画費660万円が減額となった多面的機能支払交付金について、農業者の高齢化や担い手不在などが原因して、この事業に取り組むことが難しい集落が出ていることなど、今後、中山間地を含め、農業基盤の整備を初めとした経営体の拡充など、全国共通の農業課題に全力で取り組むように促しました。

8款土木費では、空き家対策に議論が集中し、現況として、現在、空き家対策協議会において、地元から相談のあった空き家3件について、特定空き家の認定を受けて解体に向けた手続が進められており、空き家実態調査が2月末に終了し、現在のうきは市全体の空き家は776戸となり、平成29年度は意向調査を実施予定であることが報告されました。

また、空き家を解体しない限り、土地に係る固定資産税の軽減、6分の1または3分の1が続くことから、認定特定空き家以外のふえ続ける空き家対策に苦慮している実態を国に働きかける必要があるのではないかという意見で一致し、議了といたしました。

以上、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決したところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで、総務産業委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教委員長の報告を求めます。1番、岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） それでは、引き続きまして、ただいま議案となりました議案第3号平成28年度うきは市一般会計補正予算（第5号）の厚生文教委員会の所管に関する

部分について、当委員会に付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、委員会における審査の経過とその結果について報告いたします。

審査については、それぞれの担当課長及び係長に出席をいただき、詳しく説明を受けました。

補正予算それぞれ款、項、目の内容について、その主な部分のみ報告いたします。

2款1項16目地方創生推進費については、歴史的資源開発施設整備工事費と設計監理委託料、合計2,518万6,000円を予算化するものであります。

鏡田屋敷と居蔵の館の利活用と来館者年間3万人へのサービス向上を図るために、水回り、台所、便所、風呂、空調などの整備を図るものとの説明を受けました。来館者への接遇等、満足度を上げる施策として、大いに期待するものであります。

地方創生拠点整備交付金の交付決定を受けて実施するもので、財源は国とうきは市が2分の1ずつ負担となり、教育・福祉施設等整備事業債を発行して行うものとなります。

次に、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の地方公共団体情報システム機構負担金の減額については、当初286万8,000円で計上していたものですが、確定による減額となるものであります。

なお、マイナンバー制度による個人カード取得状況は、2月末で1,056名、3.36%、カード取得は市民の任意選択となっており、利用価値を上げるにはシステム開発及びランニングコストなど、投資が必要との説明がありました。

3款1項3目老人福祉費の後期高齢者療養給付費負担金の減額については、27年度一部繰越分と28年度の医療に係る負担金について、レセプト点検などを通じて確認し、精算するものと説明を受けました。

3款1項5目人権同和対策費の人権講演会等委託料の減額は、講演会等の委託が終了し、確定したことによるもので、7月、12月の人権同和講演を委託ではなく、報償費として実施したことによる減額と説明を受けました。

3款1項8目介護保険対策費の県介護保険広域連合負担金の減額については、平成27年度に介護保険料改定により増額され、広域連合の次年度繰越金がふえたことにより、参加自治体への負担軽減が、1月広域連合議会で決定されたものと説明を受けました。

3款2項2目児童措置費、児童扶養手当、児童手当の減額については、昨年8月の制度改正による執行額の増を見込んで予算計上しましたが、確定見込みで減額すると説明を受けました。

3款3項2目の扶助費は、生活保護に係る各種扶助費の減額で、新規の認定者は36名、全体で436名で、見込みより減少したことによる減額補正にするものであります。

介護扶助費は、対象者がふえたもので増額になりますが、医療扶助費でジェネリック医薬品の使用促進を行い、普及率71.5%になっているとのことで、全体としては減額となるものであ

ります。

4款1項2目予防費、予防接種委託料、任意予防接種委託料の減額は、日本脳炎、高齢者のインフルエンザ、今年度10月から新たに定期接種化されたB型肝炎等の予防と、小中学校の季節性インフルエンザ予防に関する予算計上で、見込みより少なく、減額するものでありますが、広報と周知についてさらに図ること、特に小中学生へのインフルエンザ予防は、学級閉鎖も発生していることであり、予防接種者の率を上げる努力を求めています。

10款5項1目保健体育総務費は、スポーツ推進委員の欠員による減額になりますが、引き続き関係各位の協力を得ることに努力することとあわせ、1月の大川市での事故を教訓に、体育スポーツ施設での安全管理の点検実施等、マニュアルの整備を図るように意見が出されています。

以上、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

○議長（**櫛川 正男君**） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。

これで、厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これから、議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第2. 議案第17号

日程第3. 議案第18号

日程第4. 議案第19号

日程第5. 議案第21号

日程第6. 議案第23号

日程第7. 議案第26号

日程第8. 議案第27号

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、議案第17号辺地に係る総合整備計画の変更についてから日程第8、議案第27号うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について、総務産業委員長の報告を求めます。

まず、議案第17号辺地に係る総合整備計画の変更についての報告を求めます。7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となりました辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、平成29年度に実施する事業を辺地に係る総合整備計画に組み込むことで、辺地債を活用するものであります。

このうち、調音の滝公園の施設整備につきましては、そうめん流し施設の改修に加え、太鼓橋の改修を含むということであり、林道姫治につきましては、工事を完了し、平成29年度に買収面積が確定し、支払いとなるということでございます。

また、合瀬耳納トンネル開通を機に、調音の滝から耳納スカイラインにつながる市道、うきは市道です、三志毛線、源流の森の記念碑が立つところではありますが――の整備につきまして、筑後平野を一望でき、見事な展望・眺望の魅力を生かした耳納スカイラインを主たる領域である八女市、久留米市と連携した事業の検討を求めました。

この問題は、耳納スカイラインが、両脇の樹林が成長して下界がほとんど見えない状況にございますことも申し上げておきたいと思えます。

以上、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

次に、議案第18号うきは市道路線の廃止についてと議案第19号うきは市道路線の認定については関連がありますので、一括して報告を求めます。江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております議案第18号と第19号につきましては関連がございますので、一括してその審議の経過と結果を御報告申し上げます。

今回の市道路線の廃止と認定の場所につきましては、今後造成される久留米・うきは工業団地内から団地外に延びる道路となっております。

現地確認を行いまして、完全な廃止路線は、皆さんに資料を配付いただいておりますが、路線番号1310二ノ上線で、工業団地内に起点、終点を有するため、廃止するのみでございます。

ほか3本は、道路の起点が工業団地内にあるため廃止し、団地外に起点を設定し直して認定となるものであります。

以上、審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告でございます。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を言って質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

次に、議案第21号財産の処分についての報告を求めます。江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） 議案第21号につきましては、道の駅うきはを事業用地として、国土交通省九州地方整備局から売却願いがなされましたことから、地方自治法第96条第1項第8号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議案が提出されたものであります。

現地は、道の駅うきはの西側に隣接する現況雑種地で、5,971.71平方メートルであり、売却価格につきましては、購入価格、買い入れ価格が平米単価4,246円ございまして、売り払い価格が4,300円、これも単位は平方メートルであります。上回っており、妥当であるとし、さらには、国土交通省が南海トラフ巨大地震を想定した大分への物資輸送の中継地点として、道の駅駐車場内に防災パーゴラ、臨時のキャンプ施設でございますが――を4基整備する計画も含め、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

ちなみに、道の駅うきはの拠点整備に伴い、直近に位置するJR大石駅とをつなぐ田園道の接続は、四季折々の田園風景や大石地区に存する筑後川温泉、パークゴルフ、大石堰などの観光ルートとして、新たな戦略が見込まれますことから、検討を求めたところであります。

以上、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

次に、議案第23号うきは市自転車駐車場条例の制定についての報告を求めます。江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） ただいま議案となっております議案第23号につきましては、うきは市内にあるJR3駅、いわゆる駐輪場について、駐車場に長期にわたり放置されている自転車に対し、環境の保持、公共交通機関の利用促進、駐車場利用者の規律と利便性の増進を図るために制定するものでございます。

調査に当たり、3カ所の駐輪場の現状を確認いたしました。

筑後吉井駅駐輪場には、かなりの自転車が駐輪しており、そのほとんどが駅から高校に通う自転車であり、調査当日は高校入試で休校のため、自転車が多かったという説明でございました。

質疑では、まず、この条例制定の事前協議として警察、各高校と協議を行ったとする回答がございましたが、肝心のJRとは事前の協議を行っておらず、特に筑後吉井駐輪場において、自転車が屋根のない敷地内通路に雑然ととめられていたため、屋根を増設するように提案をいたしたところであります。

また、事前協議をしていない敷地所有者のJRについては、もとよりJR利用者のための駐輪場であることから、借地料を支払う必要があるのかとただし、今後、借地料の廃止、軽減について協議し、事業に係る経費の見直しを図るよう求めました。

さらに、条例制定による所管事務について、JR担当所管とされておりますが、何もかもうきはブランド推進課で機能するのかという指摘に対し、今後、機構見直し時に検討したいという答弁がなされたところであります。

以上、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

次に、議案第26号うきは市防災会議設置条例の一部を改正する条例の制定についての報告を求めます。江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、議案第26号につきましては、区長業務の委嘱廃止に伴い、防災会議の委員のうち、区長協議会会長及び副会長にかわり、自治協議会代表とする提案でございます。

本件につきましては、自治協議会には、連合会長等は置かないとしていたこと、それから、自治協議会は平成24年の豪雨災害の教訓を踏まえ、防災はそれぞれの自治が基本であることから、全自治協議会が参画すべきとの議論が続出したところであります。

結果、委員会付託となり、厚生文教常任委員会の要請により連合審査を行いました。

審査には、市長公室長、総務課長、市民協働推進課長、出利葉コミュニティ支援係長に出席を求め、説明を受けました。

説明では、現在の区長会で分担している役職を自治協議会で分担することで、既に理解を得ているということでありました。

合同委員会では、全員の意見収集に努め、論点は、全自治協議会が何らかの形で防災にかかわるとの意見が大勢で、執行部は、毎月開催している会長会及び事務局長会議で審査し、周知徹底を図るということをございました。

また、11の地区が対等であり、代表者を置かないとしていることから、文言が自治協議会代表とあることに誤解が生じるため、文言の変更を要請する声がありました。

しかし、自治協議会から代表2名、吉井町から1名、浮羽町から1名の選出については容認する意見が大勢をございました。

これで、合同委員会は意見収集をもって散会としたところであります。

受けて、所管である総務産業常任委員会では、合同委員会での意見等を踏まえ、論点整理を行い、1つは、何より自治協議会が防災の基礎的責任、任務としての責務を担っていること、2つ目は行政の責務として、地元地域の意見、要望等を直接把握することを絶対条件とし、また、現行条例第3条第5項各号中、防災会議に出席する委員が特定できない規定及び第15号の自主防災組織の代表委員は自治協議会の範疇であることから、以後、一本化を図ることを求め、一部の委員から文言の修正を求める意見が出されましたが、結果として、防災の重要性に鑑み、防災計画及び水防計画にかかわる防災実務者、会長、事務局長ではなく、防災担当各部長等による事前協議の開催及び条例規定の明確な運用規定、さらには自主防災組織の設立及び訓練等の指導・育成ほか、必要な事項を要綱化——これは、もう要綱集に掲載という意味であります——することを条件に、賛成多数により、原案どおり可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

次に、議案第27号うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての報告を求めます。江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） 議案第27号につきましては、新治団地の建てかえに伴い、住宅の位置が変わったこと、入居者の公募の方法について、「区長を通じ一般に回覧する」とあるものを削除すること、それから、山間部の市営住宅についての要件の一部緩和、入居者の資格について、税の滞納がないことであったことを、税のほか市に納める使用料などについても含めることなどを改正するものでございます。

質疑では、公募の方法について、区長を通じた回覧を削除した後の周知方法について、現在は、広報掲載、防災行政無線での周知を行っていることにより周知できるとし、現在は、応募する者は臨時窓口相談に来ているということでもございました。

山間部の市営住宅の払い下げにつきましては、公営住宅法の条件が緩和されているものの、譲渡価格が高いこと、部分払い下げをした場合の共有施設の取り扱いの調整など課題が残っており、さらに、払い下げは可能ではありますが、県下ではいまだ事例がなく、県との協議、調整を要することなど、今回の改正で4つの中山間団地を加えたのは、所得の上限を緩和し、居住の安定化を図ったものであります。

また、市営住宅の建てかえにPFI方式を活用する要望につきましては、平成28年度、国からのPFI導入についての要請があり、要望を出したものの採択されなかったこと、平成29年度も要望していることが報告されました。

入居資格の市税を滞納していない者であることを税等にしたことにつきましては、実際に市税の滞納はございませんでしたが、他の使用料等に滞納があったという事例があり、速やかに改正を提案したということでもあります。

現行条例では、単身入居者の要件が60歳以上という条件について、老年学会が75歳を提唱している現状を踏まえ、年齢を引き上げてはどうかとの意見には、県の入居要件に合わせているということでもございました。

以上、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。12番、高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） この条例に関することではありませんけれども、一応この条例で定められたときの後の執行に関して、ちょっと質問したいと思います。

というのは、これは、特に第5条の4、山間部の住民の人口増進というか、そういう形でつくられたこの団地ですけれども、これには所得の制限とかということでもそれを緩和して、安定入居

を図るという今回の条例になっているようではすけれども、実はきょう、何人か電話があったからと思いますけれども、所得に対して、3月までは3万何ぼ払って、4月1日からいきなり9万円の住宅費を請求された方がおられます。それは、新たに奥様が仕事をなされ始めたという、そういう事実はありますけれども、ただ、常識的に考えて、3万何ぼがいきなり次の月から9万というのは、非常にこれ、納得しかねるのだらうと思います。

ただ、こういうふうな条例できちんとされると、その猶予期間とか通告とか、そういったものをきちんとしておかない限りには、いや、条例で決まっていますと言われると、市民は非常に言いわけができません。

そこで、その点については、今後、そういう別の項目で、綱領とか規則とかで決めるのかもわかりませんが、そういう実際の緩和のいろんな条件的なものはどこかに入れられるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 江藤委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） 趣旨は理解しました。多分、もう受ける立場とすれば、そういうことだと思います。

ただ、この件について、そこまで審議がなされてませんので、よかったら、今の発言は執行部聞いてると思いますんで、これは、もう大事なことですから、その辺はまた委員会としても、委員長として加えて申し上げて、調整図りたいと思います。（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（榎川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより、議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榑川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榑川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榑川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榑川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第9. 議案第35号

○議長（**榑川 正男君**） 日程第9、議案第35号うきは市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。1番、岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（**岩淵 和明君**） ただいま議題となりました議案第35号うきは市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会にその審査を付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査については、福祉事務所長の出席をいただき、詳しく説明を受けました。

現在のうきは市児童遊園条例は、児童福祉法第40条の施設として、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準をもとに設置してありました。

しかし、基準に適合していないとの福岡県からの指導を受け、施設の継続について検討した結果、地方自治法第244条の公の施設として継続とするものであります。

改正内容は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、条例の名称を、「うきは市児童遊園条例」から「うきは市子ども遊園条例」に改め、本則の名称変更と利用者の原状回復及び損害賠償について新設したものと説明を受けました。

旧吉井町が県の補助を受けて設置したのですが、法令遵守の徹底を求めるとともに、子供が安全に外で遊ぶ場所を維持することが大切との意見で、子ども遊園以外に行政区で管理する公園の遊具設置広場での万が一の事故等に対する補償について、市側の法的な責任や、行政区の管理運営責任について調査し、喚起を促すよう質疑があり、要望として申し添えておきます。

以上、審査の結果、全会一致で可決することに決しましたので、報告いたします。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第10. 議案第7号

○議長（榎川 正男君） 日程第10、議案第7号平成29年度うきは市一般会計予算については、予算特別委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について予算特別委員長の報告を求めます。14番、藤田予算特別委員長。

○予算特別委員長（藤田 光彦君） ただいま議題となりました平成29年第1回市議会定例会に提案されました議案第7号平成29年度うきは市一般会計予算の歳入歳出予算審査を予算特別委員会に付託されました。

予算特別委員会では、3月13日から16日までの4日間にわたり審査を行い、運営につきましては江藤副委員長とともに全力を尽くしてまいりました。

本委員会に付託された議案審査の結果、議案第7号平成29年度うきは市一般会計予算は全会一致により原案どおり可決することに決しました。

うきは市議会委員会条例第36条の規定により、以上、報告をいたします。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

質疑は、全議員による予算特別委員会で審査しましたので省略します。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第11. 議案第8号

日程第12. 議案第9号

日程第13. 議案第10号

○議長（**榎川 正男君**） 日程第11、議案第8号平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算から日程第13、議案第10号平成29年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算までは、厚生文教常任委員会に付託していただきましたので、一括して審査の経過及び結果について厚生文教委員長の報告を求めます。岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（**岩淵 和明君**） ただいま議題となりました議案第8号平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算及び議案第9号平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算、そして議案第10号平成29年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の各特別会計について、厚生文教常任委員会に付託されていただきましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過と結果について報告いたします。

審査については、所管の担当課長、係長の出席をいただき、詳しく説明を受けました。

まず、議案第8号平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出に係る科目の詳細資料を提出いただきながら審査を行いました。

歳入は、転出や死亡、後期高齢者医療への加入などで国保加入者が減少し、保険税の減収が見込まれる中、滞納額が多くあることから、確実な徴収業務を遂行することが求められています。

また、歳出は、新薬の普及拡大で高額療養費の上昇が見込まれています。高額医療費共同事業拠出金に対する国県からの負担はあるものの、賄い切れず、財政安定化の支援額を国にさらに求めていくことが重要と認識しました。

国保会計は、平成30年度から保険税の賦課決定を県に移管しますが、税額の決定や徴収など

の業務は各自治体が行うことになる」と説明がありました。厳しい国保財政の中、医療費の抑制策として、健康維持や重篤化を防ぐ特定健診や指導など、保健事業との連携を強く進めることへの指摘がありました。未受診者への対応や健診計画の工夫、見直しなど、受診率向上への取り組みを求める意見が出されました。

次に、議案第9号平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算について。

歳入は、75歳以上の対象加入者が増加し、保険料がふえます。また、一般会計繰入金が増額は29年度から輪番制で福岡県後期高齢者医療広域連合へ3年間派遣される職員人件費を含む事務費がふえることとなります。

歳出については、医療費の上昇を抑えるよう健康教室などの取り組みによる削減が必要と認識いたしました。

次に、議案第10号平成29年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、最終の償還が住宅新築資金で平成32年3月まで、宅地取得資金で平成31年3月までとなっています。主に、償還の進捗状況について質疑をしました。27年度末での滞納額は739万円、4件、3名があり、所管課として電話での督促、訪問、催告書の送付などを行いながら、きちんと分納誓約が守られるように対応しているとの説明がありました。時効については、私債権で10年と定められており、時効で権利が消滅しないように証人を得るなどして、分納誓約を結んでいるとのことであります。委員からは、滞納が残らないように、しっかりと取り組むように意見が出されました。

以上、いずれの特別会計も慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものとして決しましたので報告します。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

質疑のある方は、議案番号を言って質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり

可決することに決しました。

次に、議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第14. 議案第11号

日程第15. 議案第12号

日程第16. 議案第13号

日程第17. 議案第14号

日程第18. 議案第15号

○議長（**榎川 正男君**） 日程第14、議案第11号平成29年度うきは市立自動車学校特別会計予算から日程第18、議案第15号平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算までは、総務産業常任委員会に付託していただきましたので、一括して審査の経過及び結果について、総務産業委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（**江藤 芳光君**） それでは、ただいま議題となっております議案第11号から第15号までの特別会計予算につきましては、総務産業常任委員会に付託されておりましたので、議案の審査の経過と結果を御報告申し上げたいと思います。

審査に当たりましては、市長公室長、所管課長、係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容及び係数を精査し、歳出に当たっては、具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細に

わたり審査を行いました。

まず、議案第11号平成29年度うきは市立自動車学校特別会計予算では、備品の購入費について、原付を3台と、法改正により必要となったドライブレコーダー2台を購入予定であるということでございます。職員数につきましては、昨年3月の条例改正により、職員は副管理者と60歳未満の指導員となり、校長、事務、60歳以上の指導員は、臨時職員の位置づけとなったことの説明がございました。

主な議論では、この3月12日施行の改定道路交通法で、事故が多発している75歳以上ドライバーに起因する認知機能検査の義務化による3カ月待ちとされる関係医療機関の現状など、今後、高齢者講習の需要はさらに伸びるものと考えられまして、2025年問題を身近に控え、さらに自動車学校の学校そのものの減少等をも踏まえ、当うきは市はもちろんのこと、近隣自治体の高齢運転者の受け皿として、主たる新規免許取得者をふやしながら、高齢者講習の要望にも応えられるように事業運営を進めたいという学校長の経営方針に合意し、あらゆる合法手段を駆使して、教習生の確保に努めるよう求めました。ただ、経営責任者である学校長が臨時職員とする位置づけについて、年度契約など、法制度に基づくものであっても、その重責を担う立場として相応の措置を図るべきだと指摘し、検討を求めました。

次に、議案第12号平成29年度うきは市簡易水道事業特別会計予算では、滞納者の現状について、27件、延べ78人の滞納があり、高額のもの40万円近く滞納しているということがあります。今年度は、催告者に対し、停水の措置をとり、滞納額の減少に努めた実績報告がございました。このため、滞納徴収については、水道法第15条第3項の給水停止の権限発動に際し、これが個々の職員等の判断ではなく、規程基準、いわゆるマニュアル等を定め、誰が担当になっても同じ判断手続による、いわゆる規則行為によって発動する体制を確立するよう求めました。後で、所管課長の江島課長にお聞きしましたが、本件については、既に違反処理マニュアル作成中でありまして、確認をさせていただきました。

また、一般会計からの繰り入れが毎年続くため、今後はやむなくも料金を上げることの検討を求めたところであります。

次に、議案第13号平成29年度うきは市下水道事業特別会計予算では、未接続の事業所等、いわゆる大口事業所等の接続推進の方法や推進員について議論をいたしました。事業所は約870カ所のうち567カ所が接続済みでございまして、あと300カ所ほどが残っており、接続奨励金を期間限定で復活し、接続を促す方法も検討すべき。また、高齢者世帯等がトイレ改修に高額負担を要するため、接続は困難とする現状におきまして、環境保全を強調して、生活雑排水のみ低料金で接続できる特例措置は設けられないかなど提案し、検討を求めました。この点につきましては、平成28年度の工事により接続件数が250件ふえたこと。平成29年度は、未

接続者に接続の案内を通知する予定であるということですが、いずれにしても、接続を進める必要上、提案のいわゆる奨励金の期間限定と高齢者の生活雑排水の排水を下水に接続する、こういうことについては検討を求めたところであります。

また、推進員につきましては、市役所OBを雇用いたしておりましたが、現在は欠員で募集中であるということでございます。

さらに、委員の提案により、他自治体の例もございまして、接続工事業者に推進を委託する方法が提案されました。この件については、執行部からも検討したいという回答がございました。

また、事業所の中には、月の3分の1程度の営業であり、接続をためらっている事例があるということございまして、相談があれば人員割ですのか、メーターをつけるのか、有利な方法をアドバイスしたいということでございます。

汚泥処理委託料がふえていることにつきましては、接続件数の増加によるものということございまして、汚泥処理については、荒尾市の独自開発システムを参考とするなど、含水比率をさらに減らすように求めたところであります。

次に、議案第14号平成29年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算では、一般会計からの繰り入れが続くため、早期に公共下水道へつなぐことを要望し、執行部としては、平成47年接続としたのは、県の計画に沿ったもので、今後、県との協議により、できるだけ前倒して事業を進めたいということございました。

最後に、議案第15号平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算では、本会議で質疑がございました計画の延長について、うきは市循環型社会形成推進地域計画を、平成28年から平成32年の5カ年計画を策定し、事業実施しておりますが、この事業についても、一般会計からの繰り入れが必要であるため、使用料の値上げや事業の終了を検討するように求めたところでございます。

本件につきましては、附帯意見として、計画期間の平成32年までで事業を終了することとするが、その後の姫治地区等に移住する浄化槽設置者には、これまでと同等に負担が生じないよう対策を講ずることを附帯決議として議了いたしました。

以上、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（**櫛川 正男君**） 報告が終わりました。

質疑のある方は、議案番号を言って質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。14番、藤田議員。

○議員（**14番 藤田 光彦君**） 14番、藤田です。議案第13号の下水道特別会計の件で、接続率アップを絡めて、河川の汚水の原因である雑排水、生活雑排水のみを接続したらどうかとい

う提案をされたちゅうことは非常に喜ばしいことだと思いますが、その結果、検討するという回答ということの報告がありましたけど、この検討がどの辺まで実現するのかどうかということで検討した結果、だめでしたなら結局一緒だから、検討されて、できれば高齢者だけが雑排水だけやれば、大分汚染が環境の関係からもいいことかなと思いますから、ぜひその辺を取り組んでいただきたいと思っていたのがあったから、その辺はいかがですか。可能性としてはいかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 江藤委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） 2つの提案が、先ほど申し上げたとおりに、分担金の関係と、今、藤田副議長から出ました2つにて提案をしました。なかなか大口のほうは、さっきの数字では、それから吉井の普及率にしたって、工事によってはさっとふえたという成果が出ましたけども、やっぱり潜在的な未接続というのは大口業者等々でありますのと高齢者ということになりますんで、そういう何とかしてでもということで2つの提案をさせていただいた今の御質問の一つが高齢者の雑排水を川にどンドン流してます。くみ取りのほうはそのまま、個人の問題ですけど、そういうことを執行部にしっかりと申し上げておりますんで、ただ、検討ということで、検討はしますということですけども、結果は今からしっかりと監視していかないと、これも話だけで終わってしまわないように、市長も隣にいらっしゃいますんで、しっかりお聞きになっておりますんで、この提案が成就するように、しっかりと努めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） ぜひ実現可能なように、費用をどういうふうにするか、排水費ですか、下水道放流料をどうするかとか、いろいろ諸問題もあるかと思いますが、ぜひ前向きで検討していくように、総務産業としても、今後もそういう提案を続けていって、結果がよいようになるようにぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 江藤委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） 個人住宅、それからいわゆる大口の事業者もそうですけど、接続するまずは間近に来ているんです。ですから、あとはそこをやっぴりいろんな形で説得しながら、今、料金の特例の問題もありますけど、そういうところをしっかりと密接に執行部と協議しながら実現を目指していきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。12番、高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 12番です。雑排水だけをつなぐという、本当にいい方法だとは思いますが、その懸念で、もうつないでいるからというので、なかなか今度はトイレ関係も

つながないまま過ぎてしまうということも起こり得ますので、この方法がプラスになるか、マイナスになるかというのは非常に際どいところもありますので、条件的に家の改築とか、そういう場合には必ずつなぐと。ただし、ひとり暮らし、あるいは高齢者であるために、まずは雑排水で環境をきれいにといい、そのことを本当は一言入れておいていただくと、次の改修時点とか、そういうときにトイレもつないでもらえるんじゃないかと思いますので、できればそこまで考慮していただきたいと思います。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 江藤委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） 同感であると思います。1つ申し上げておきたいのは、執行部、検討しますと言いながら、逆にお年寄りの方々が、ちょっと後ひざりするようなこともありはしないかという懸念が出ていることもあわせて申し上げておきたいと思います。ぜひ進めていきたい1つの提案だというふうに思っております。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第19. 陳情第1号

○議長（榎川 正男君） 日程第19、陳情第1号議会図書室の整備・活用と機能の充実強化に関する陳情を議題とします。

本案は、議会運営委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、議会運営委員長の報告を求めます。8番、伊藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（伊藤 善康君） ただいま議題となりました平成28年陳情第1号議会図書室の整備・活用と機能の充実強化に関する陳情。これは、議会運営委員会にその審査を付託されていたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により審査の経過と結果について報告

をいたします。

陳情の趣旨は、議会の、より充実した政策立案能力及び調査力の強化向上のため、議会図書室の整備充実を願うものです。また、その項目として、1、議会図書室の整備活用、2、整備された図書室の市民の利用、3、図書室機能の充実強化が上げられております。

議会運営委員会及び現在設置しております議会改革特別委員会においての意見では、第2項目の市民の利用については、図書室の受付業務や管理体制をどうするかなどの検討する課題が多く、現在の事務局体制では対応できない状況であります。

しかしながら、第1と第3項目については、現在、議会図書室はあるものの、蔵書が少なく、議員は交付されている各自の政務活動費で必要な図書などを購入し、研究しているのが実態であり、私たち議員自身も議会基本条例に定義しているとおり、図書室の整備充実は必要と考えているところであります。

審査の結果、議会図書室の整備活用や図書室機能の充実強化については、その必要性を認め、今後、検討していくことで趣旨採択することに決しました。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。本案を委員長の報告のとおり趣旨採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決しました。

日程第20. 諸報告

○議長（榎川 正男君） 日程第20、諸報告を行います。

議員のみ配付しております市外からの陳情は、お手元に配付のとおりとなっています。ごらんいただきますようお願いいたします。

諸報告を終わります。

日程第21. 閉会中の調査の申出について

○議長（**榎川 正男君**） 日程第21、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申し出があります。申し出のとおり、閉会中の調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

○議長（**榎川 正男君**） 以上で全ての議案の審議が終了いたしました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理が必要を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任していただくことに決定いたしました。

ここで、市長からの挨拶の申し出がっておりますので、これを許可します。高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） 議長のお許しをいただきましたので、平成29年第1回市議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

3月3日から本日までの20日間開会いたしました第1回うきは市議会定例会におきまして、平成29年度当初予算案を初め、条例、その他各重要案件につきまして、議員の皆様には、本会議並びに各委員会を通じて、連日、慎重に御審議を賜わり、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、全議案御議決を賜わり、厚くお礼を申し上げます。

御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり心して務めたいと存じます。

これから新年度がスタートいたしますが、施政方針で述べさせていただきましたとおり、うきはの人と地域資源を生かしたまちづくり、そしてそれらをつなぐまちづくりを重点的に進め、ほかの地域とは一味も二味も違う存在感のあるうきはブランドの構築に取り組むとともに、あらゆる世代の市民の皆様が元気で生き生きと安心して暮らせるまちづくりに向けて、一層尽力してま

いますので、議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りたいと存じます。

いよいよ平成29年度が始まり、4月2日の消防団入退団式を初め、3日には区長業務説明会が、そして10日には小学校、12日には中学校の入学式が行われることとなっております。

議員の皆様におかれましては、新年度を迎え、大変御多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で市政発展のため御尽力をいただきますよう心から念願し、閉会に当たりましての御挨拶とお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

ところで、ここで非常に残念なお知らせがございます。これまでうきは市の発展のために大変御尽力をいただきました吉岡副市長が、諸般の事情もあり、今月末、3月31日付で退任する運びとなりました。皆さん御案内のように、吉岡副市長は、東京大手のシンクタンク、みずほ総研からおいでをいただいて、当時、我が国の中でシンクタンクからこうやって副市長でお見えになるのは、多分全国で初めてだったのではないかと思います。今では地方創生の動きがあつて、至るところにシンクタンクから各自治体のほうに派遣がされているようでありますが、当時、初めてのケースだったと思います。就任当初から、総務省が進めます地域力創造事業に大変尽力、新しい視点でうきはの地域力の創造を高めるために御尽力をいただきました。その延長として地域おこし協力隊を10名呼ぶことができましたし、その後の流れで、政府のほうは地方創生ということで、吉岡副市長が陣頭指揮をとって、これまで地方創生施策を進めてきていただきました。それから、お開きはうきはの茶で乾杯条例というユニークな条例を提案させていただいて、議会の承認をいただいて、ああいう全国初の条例も制定されました。さらには、豊富な人脈を生かして、例えば藻谷浩介氏をこのうきはの地に呼んで、いろいろ地域の活性化についてきっかけづくりを努めるなどなど、数々の御功績、紹介できないぐらい御功績があるわけではありますが、このたび、退任の運びとなりました。吉岡副市長には、これからも御健勝で、また頑張ってください、うきはについても、また今後とも見守っていただければと、このように思います。

ここで、吉岡副市長のほうからちょっと御挨拶をさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 吉岡副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 一言御挨拶申し上げたいと思います。6月1日までの任期をいただき、着任させていただいたわけですが、この3月31日をもって退任させていただくことになりました。任期満了後の自身の受け入れ先を探す中、幸いなことに、受け入れ先が見つかったんですが、どうしても先方の業務の都合上、年度初めから着任する必要があるということがございまして、3月31日をもって退任させていただくということになりました。

いかなる理由がありましても、任期途中での退任というのは、議員の皆様、そして市民の皆様の信頼を裏切ることになるかと思えます。この点に関しましては、深くおわび申し上げる次第であります。

そして、さまざまな局面で御指導、御協力いただきました議員の皆様におかれましては、深く感謝を申し上げる次第です。

そして、このようなポストを与えていただいた市長、そして、これまで支えていただいた職員の皆様、そして、市民の皆様にあわせて深く感謝を申し上げる次第です。

今後、うきはを離れて、そして、4月から東京が活動の拠点ということになりますけども、これからは外からうきはの活性化に向けた動きを支援していくことができればというふうに考えております。

最後になりますけども、うきは市のますますの発展、そして、皆様方の御健勝を御祈念申し上げます、私からの退任の御挨拶とさせていただきます。これまでどうもありがとうございました。（拍手）

○市長（高木 典雄君） それから、これから年度の変わり目を迎えるわけであります。そうしますと、職員にとっての人事異動、あるいは別れの季節となります。ここで管理職、国から出向していただいた二方が出向元に帰ることになりましたので、その紹介と、そして、3月31日付で6名の管理職が定年退職を迎えますので、順次、御紹介をさせていただきたいと、このように思います。

まず、うきはブランド推進課の参事、重松参事であります。もう皆さん、御案内のように、3年間、うきはの活性化のために頑張ってくださいました。企画課長1年、ブランド推進課参事として2年、特に今月の30日に藤波ダムの小水力発電の開所式を迎えることができましたが、参事なくしてこの小水力発電はございませんでした。それから、出向元の経済産業省のほうのビックデータでRESAS、地方創生RESAS、これを活用して、いろいろRESASをもとに、科学的データをもとにうきはの活性化をということで、創業支援であったり、DMOであったり、総合商社ということで、今、取り組みをしていただいているところでありますし、あわせてまた道の駅うきはの活性化にも大変な御尽力をいただいたところであります。このたび、重松参事のほう九州経済産業局のほうにお戻りになりますので、御紹介をします。一言御挨拶を。

○うきはブランド推進課参事（重松 邦英君） 3年間という間でしたけれども、大変お世話になりました。4月からはうきはの地を離れることになりますけれども、比較的近くにおります。引き続き、うきはファンの一人として、陰ながら応援させていただきたいと思っております。この間、温かく受け入れていただいたこと、また、一緒に仕事をさせていただいたこと、本当に感謝しております。ありがとうございました。（拍手）

○市長（高木 典雄君） 続きまして、保健課長、増岡課長であります。厚生労働省から2年前お見えいただいて、保健課長として、皆さん御案内のように、今、社会保障と税の一体改革の中で、大きな手続、特に、医療、介護、子ども・子育て支援関係、大きく制度が変わろうとしている中

で、保健課をしっかりとめていただきました。そして、何よりも、集大成として、29年度中に取りまとめなくてはいけない地域包括ケアシステムの構築の大きな基盤を築いていただきました。増岡課長におかれましては、このたび、九州厚生局のほうにお戻りになることになりました。課長のほうから一言。

○保健課長（増岡 寿君） 2年間という期間でしたけれども、大変お世話になりました。ありがとうございました。今度は、九州厚生局のほうの長崎事務所のほうに行きます。また、今後ともうきはのほうを応援していきたいと思っておりますので、また、よろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○市長（高木 典雄君） 次に、3月31日で定年退職を迎える6名の管理職について紹介をさせていただきます。

まず、企画財政課長の金子課長でございます。採用が昭和55年6月1日、吉井町役場採用ということでありますから、36年と10カ月、吉井町、あるいはうきは市の活性化のために大変なお骨折りをいただきました。長年、御苦労さまでございました。

○企画財政課長（金子 好治君） どうも、保健課長を2年、それから企画財政課長を2年、議会の皆様とは4年間一緒におつき合いをさせていただきました。今回、3月の議会をもって終わることになります。非常に私も責任を持って当たらせていただきました。おかげをもちまして、最後は頭が白くなって、本当、皆さん、ありがとうございました。（拍手）

○市長（高木 典雄君） 続きまして、税務課長、宇野課長であります。宇野課長も昭和55年6月1日に吉井町役場に採用になりましたので、36年と10カ月、長きにわたり、吉井町、あるいはうきは市の活性化のために御尽力いただきました。課長のほうから。

○税務課長（宇野 弘君） 大変、かわいがっていただきましてありがとうございました。本当、ありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

○市長（高木 典雄君） 続きまして、徴収対策室長の段野室長であります。昭和56年7月1日に吉井町役場に採用になり、35年と9カ月に及ぶ吉井町の活性化、あるいはうきは市の活性化のために御尽力をいただきました。段野室長からも一言。

○徴収対策室長（段野 弘美君） 私、議会事務局長時代を含みまして、大変お世話になりました。引き続き、4月からは地元区の区長として地元のまちづくりに取り組んでいきますので、議員の皆様のお指導をよろしくお願いいたします。大変お世話になりました。（拍手）

○市長（高木 典雄君） 続きまして、福祉事務所長の秦所長でございます。昭和50年9月1日に浮羽町に採用になりましたので、37年と7カ月にわたり、浮羽町の活性化、あるいはうきは市の活性化のために頑張ってくださいました。秦所長、お願いします。

○福祉事務所長（秦 克之君） 御指導、ありがとうございました。（拍手）

○市長（高木 典雄君） 続きまして、農林振興課長、熊谷課長であります。昭和54年4月1日に浮羽町に採用になりましたので、ちょうど38年間、浮羽町の活性化、あるいはうきは市の活性化のために大変なお力添えをいただきました。課長から。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○市長（高木 典雄君） 最後になりましたが、学校教育課長、内藤課長でございます。昭和55年6月1日、吉井町役場採用ということでありますので、これまで36年と10カ月の長きにわたり、吉井町の活性化、あるいはうきは市の活性化のために御尽力をいただきました。内藤課長、お願いします。

○学校教育課長（内藤 一成君） 大変お世話になりました。また、4月から地元のほうでお世話をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○市長（高木 典雄君） 以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） 6月定例会の開会日は6月9日金曜日、開会予定としておりますので、報告をしておきます。

これをもちまして、平成29年第1回うきは市議会定例会を閉会いたします。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼、お疲れさまでした。

午前10時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 櫛川 正男

署名議員 三園三次郎

署名議員 藤田 光彦

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員